

(議長)

日程第5、報告第1号、令和6年度江差町一般会計継続費繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

報告第1号、令和6年度江差町一般会計継続費繰越計算書についてでございます。

令和8年度までの3か年事業として継続費を設定している江差新栄デジタルテレビ中継局送受信機更新事業に係る予算について、別紙計算書のとおり繰り越ししたことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願ひ申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、報告第1号について、補足説明させて頂きます。議案書2ページの継続費繰越計算書をご覧下さい。

本件、江差新栄デジタルテレビ中継局送受信機更新につきましては、昨年7月の第4回臨時会におきまして、継続費の総額5,227万8千円を計上し、令和8年度までの3か年事業として継続費を設定させて頂いたもので、さらにその後、本年第1回定期例会におきまして、年割額を変更したものです。

年割額につきましては、業務完了払いを支払う、最終年度に一括して予算計上することとしておりますことから、令和6年度においては、予算計上額、支出済額及び翌年度遡次繰越額は、ゼロとなりました。説明は以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については、以上で終わります。

(議長)

日程第6、報告第2号、令和6年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

報告第2号、令和6年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和7年度に繰り越して使用しようとする10事業に係る予算について、別紙計算書のとおり繰り越ししたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、報告第2号について、補足説明させて頂きます。議案書4ページの繰越

明許費繰越計算書をご覧下さい。

本件につきましては、自治法施行令により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越した時は、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会でこれを報告する必要があります。

令和6年度一般会計予算の繰越明許費は、記載の10事業で、翌年度繰越額の合計は2億9,704万4千円となりました。説明は以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第2号については、以上で終わります。

(議長)

日程第7、承認第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

承認第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和7年3月31日に解散した江差町・上ノ国町学校給食組合に係る打ち切り決算後の運営費用確定に伴い、町に引き継がれた債務の支払いに要する経費につきまして、令和7年5月16日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、承認第1号について、補足説明させて頂きます。議案書7ページの補正予算構成表をご覧下さい。

江差町・上ノ国町学校給食センター運営です。

本件は、本年3月31日をもって解散した江差町・上ノ国町学校給食組合から当町に承継された未払金に係るもので、3月以前に支出負担行為済みとなっていた給食材料費や給食センターの管理運営委託費などについて、契約業者の請求締め日の関係上、学校給食組合の令和6年度打ち切り決算後に、債務が確定した所要の金額を措置したものです。

債務が確定されたことに伴って、早急に支出を行う必要がありましたことから、5月16日付けで専決処分したものでございます。

補正額は、1,139万円。全額一般財源となっておりますが、これにつきましては、町が組合から引き継いだ、打ち切り決算後の歳計剰余金となっております。

説明は以上です。ご審議のうえ、ご承認頂きますようよろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第2号の専決処分の承認を求めるについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。